

破綻金融機関の処理のために講じた  
措置の内容等に関する報告

平成 1 1 年 1 2 月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律  
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

## 目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 日本長期信用銀行の破綻処理について

- 1．日本長期信用銀行に係る本年5月末までの諸措置・・・・・・・・ 1
- 2．本年6月以降に行われた諸措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3．長銀の特別公的管理終了に向けての現状・・・・・・・・ 5

### 日本債券信用銀行の破綻処理について

- 1．日本債券信用銀行に係る本年5月末までの諸措置・・・・・・・・ 5
- 2．本年6月以降に行われた諸措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3．日債銀の特別公的管理終了に向けての現状・・・・・・・・ 8

### 国民銀行の破綻処理について

- 1．国民銀行に係る本年5月末までの諸措置・・・・・・・・ 9
- 2．本年6月以降に行われた諸措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3．国民銀行の管理終了に向けての現状・・・・・・・・ 10

### 幸福銀行の破綻処理について

- 1．幸福銀行に係る本年5月末までの諸措置・・・・・・・・ 10

- 2 . 本年 6 月以降に行われた諸措置 . . . . . 1 0
- 3 . 幸福銀行の管理終了に向けての現状 . . . . . 1 2

東京相和銀行の破綻処理について

- 1 . 東京相和銀行に対する管理を命ずる処分 . . . . . 1 2
- 2 . 管理を命ずる処分以降に行われた諸措置 . . . . . 1 4
- 3 . 東京相和銀行の管理終了に向けての現状 . . . . . 1 4

なみはや銀行の破綻処理について

- 1 . なみはや銀行に対する管理を命ずる処分 . . . . . 1 5
- 2 . 管理を命ずる処分以降に行われた諸措置 . . . . . 1 7
- 3 . なみはや銀行の管理終了に向けての現状 . . . . . 1 7

新潟中央銀行の破綻処理について

- 1 . 新潟中央銀行に対する管理を命ずる処分 . . . . . 1 8
- 2 . 新潟中央銀行の管理終了に向けての現状 . . . . . 2 0

その他金融再生法を適用した金融機関の破綻処理について . . . . . 2 0

預金保険法に基づく破綻金融機関の処理について

- 1 . 預金保険制度を活用した処理案件 . . . . . 2 1
- 2 . 今後の処理予定案件 . . . . . 2 1

## 預金保険機構の各勘定の使用状況について

- 1 . 金融再生勘定 . . . . . 2 2
- 2 . 一般勘定 . . . . . 2 2
- 3 . 特例業務勘定 . . . . . 2 3

## 参考

### 公的資本増強に係る取組について

- 1 . 主要15行の経営健全化計画のフォローアップ . . . . . 2 5
- 2 . 地域金融機関4行への資本増強等 . . . . . 2 5
- 3 . 資本増強の原資等 . . . . . 2 7

# 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成11年12月

## はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について本年6月以降11月15日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところであるが、今後とも、我が国の金融システムの一層の安定化に向けて万全を期してまいる所存である。

（注1）金融再生委員会及び株価算定委員会の委員の構成については〔参考 - 1〕参照。

（注2）金融再生委員会においては、平成11年1月20日、金融再生法や金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）の今後の運営の方針等について、「金融再生委員会の運営の基本方針」が取りまとめられ、公表された。〔参考 - 2〕

## 日本長期信用銀行の破綻処理について

### 1. 日本長期信用銀行に係る本年5月末までの諸措置

日本長期信用銀行（以下「長銀」という。）については、本年5月末までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 特別公的管理の開始決定及び株式取得の決定（平成10年10月23日）  
〔参考 - 1〕、〔参考 - 2〕

- ・ 特別公的管理開始決定及び株式取得の決定の公告（平成10年10月28日）
- ・ 新経営陣の指名・選任（平成10年11月4日）〔参考 - 3〕
- ・ 経営合理化計画、業務運営基準の承認（平成10年12月11日）及び特別公的管理銀行の調査・報告の受理（同年12月15日）〔参考 - 4〕、〔参考 - 5〕
- ・ 特別公的管理銀行の保有すべき資産の判定結果の公表（平成11年2月19日）〔参考 - 6〕
- ・ 株価算定委員会による取得株式の対価の決定（平成11年3月30日）及び同決定の公告（同月31日）〔参考 - 7〕

## 2. 本年6月以降に行われた諸措置

### (1) 旧経営陣の責任追及

旧経営陣等の責任追及に関しては、金融再生法第50条は特別公的管理銀行に対し旧経営陣に対する民事上の責任追及義務を課すとともに、特別公的管理銀行の取締役及び監査役に対し告発義務を課しているところである。

長銀においては当該規定等を踏まえ、平成10年12月11日、旧経営陣等の職務上の義務違反等に基づく民事上の責任追及、刑事上の告発等の必要性や妥当性につき取締役会、監査役会に報告することを目的として、取締役会及び監査役会に直結した独立の組織として外部の弁護士から構成される「内部調査委員会」が設置され、旧経営陣の責任追及に向けた検討が行われた。

その結果として、刑事責任の追及に関しては、同委員会はその検討結果を平成11年6月4日に第1回報告として取りまとめ、経営陣に対して報告が行われた。これを受け長銀は、同日、旧経営陣を証券取引法違反（有価証券報告書虚偽記載）及び商法違反（違法配当）の罪で、東京地方検察庁及び警視庁に告訴するとともに、証券取引等監視委員

会に通報した。同告訴をも受け、同月10日、東京地方検察庁により旧経営陣3名が証券取引法違反の容疑で逮捕された。また、同月30日、証券取引等監視委員会により証券取引法違反の嫌疑で長銀（法人）及び同3名が東京地方検察庁に告発された。これらの捜査等の結果、6月30日、東京地方検察庁より同3名が証券取引法違反、商法違反で起訴された。

また、民事責任の追及に関しては、同委員会はその検討結果を6月10日に最終報告として取りまとめ、現経営陣に対して報告が行われた。これを受けて、長銀においては、金融再生法の趣旨にかんがみ、同報告において民事責任の可能性があるとされた事案を対象として検討が行われ、今後提訴を行うことが相当とされる案件を決定するため、取締役、監査役及び内部調査委員会委員からなる「提訴案件協議会」が設置され、現在、検討が進められているところである。

これらの内部調査委員会の検討結果は、旧経営陣に対する民事訴訟の提訴が行われた後に、長銀から金融再生委員会に報告される予定である。

（注）長銀の内部調査委員会のメンバー構成については〔参考 - 8〕参照。

## (2) 預金保険機構による不適資産の第一次買取り

平成11年7月21日、金融再生委員会による資産判定において長銀が保有することが適当でないと言われた資産（以下「不適資産」という。）のうち2兆9,058億円の資産について、長銀から預金保険機構に対し資産の買取りによる特例資金援助の申込みが行われ、これを受け8月6日、金融再生委員会及び大蔵大臣により特例資金援助の必要性の認定が行われた。

これらを受けて預金保険機構は当該資産を4,939億円で買い取ることとを決定し、8月16日、預金保険機構の委託に基づき整理回収機構により当該不適資産の買取りが実行された。

（注）不適資産の第一次買取りに関する預金保険機構の理事長談話については〔参考 - 9〕参照。



(3) 長銀による預金保険機構からの貸付けの返済

長銀の資金繰り支援のために預金保険機構から平成10年10月23日に3兆円、11月4日に4,000億円、11月30日に3,000億円の計3兆7,000億円が貸し付けられ、平成11年に入り、2月8日に2,000億円、3月15日に3,000億円、3月26日に5,000億円、4月23日に5,000億円の返済が行われていたが、さらに、8月16日に5,000億円の返済が行われ、11月15日現在で貸付残高は1兆7,000億円となっている。

(4) 長銀の譲渡に係る最優先交渉先の決定

長銀の特別公的管理の終了に係る受皿金融機関等の選定については、長銀及びフィナンシャル・アドバイザーの協力の下で、鋭意作業が進められ、長銀の営業譲渡等に関し、関心を示した複数の先と秘密保持契約を結んだ上で譲渡に関する説明等が行われ、さらに、各候補先に対する追加的な詳細情報の開示や説明等が行われた。

その後、各候補先より買収条件及び買収後のビジネスプランについて提示を受け、これらの提案された条件を現行法制上特段問題のないものとする等、最優先交渉先の候補先として比較検討が可能なものとするための交渉、協議が行われた。

受皿候補先の提示する条件に法制上の問題等が概ねなくなってきた9月13日以降、金融再生委員会において集中的に7回の審議が行われ、その中では長銀の安斎頭取や受皿候補先等からの直接のヒアリングも行われた。

これらの審議においては、金融再生委員会により

公的負担の極小化が図られるか

受皿への譲渡により、我が国金融システムの安定化に資するか

受皿への譲渡により、我が国金融システムの効率化さらには再編・活性化に資するか

世界から注目されている案件でもあり、国際的な評価が得られるか  
候補先が提示する条件が金融再生法等の枠組み及び一般に公正妥当と認められた企業会計のルールに反しないか

といった考え方に立って検討が重ねられ、その結果、平成11年9月28

日、米国のリップルウッド社が中心となって組成した投資コンソーシアムであるニュー・LTCB・パートナーズ（以下「パートナーズ社」という。）が最優先交渉先として選定され、同日、関係当事者によりその関連の覚書が締結され、関連資料と併せて公表された。

（注）最優先交渉先の決定に係る覚書等については〔参考 - 10〕参照。

### 3．長銀の特別公的管理終了に向けての現状

上記覚書を踏まえ、パートナーズ社と預金保険機構及び預金保険機構を全面的にバックアップしている金融再生委員会は、原則としての優先交渉の期限である11月末日までに、次のステップである基本合意書を可及的速やかに締結すべく交渉を行っているところである。

（注）長銀の破綻処理に係るスケジュールについては〔参考 - 11〕参照。

#### 日本債券信用銀行の破綻処理について

##### 1．日本債券信用銀行に係る本年5月末までの諸措置

日本債券信用銀行（以下「日債銀」という。）については、本年5月末までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 特別公的管理開始決定及び株式取得の決定（平成10年12月13日）  
〔参考 - 1〕、〔参考 - 2〕
- ・ 特別公的管理開始決定及び株式取得の決定の公告（平成10年12月17日）
- ・ 新経営陣の指名・選任（平成10年12月24日、25日）  
〔参考 - 3〕
- ・ 預金保険機構から日債銀への貸付けと返済（平成10年12月25日及び同

月29日に計 5,000億円を貸付け、平成11年 3月26日及び 4月23日に計 5,000億円を返済)

- ・ 特別公的管理銀行の調査・報告の受理(平成11年 2月26日)及び経営合理化計画、業務運営基準の承認(同年 3月 1日)〔参考 - 4〕、〔参考 - 5〕
- ・ 特別公的管理銀行の保有すべき資産の判定結果の公表(平成11年 5月 24日)〔参考 - 6〕

## 2. 本年 6月以降に行われた諸措置

### (1) 日債銀の取得株価の対価の決定

金融再生法第40条第 1項に基づき、預金保険機構が取得した日債銀の株式の平成10年12月17日公告時における対価の額を算定するため、株価算定委員会において平成11年 5月21日より検討が開始され、6月 14日まで計 6回にわたる審議が行われた。

当該審議においては、金融再生法施行規則第17条第 3項第 1号に基づき、日債銀を清算するものとして公告時のすべての資産及び負債の価額を評価するため、資産・負債の各項目に関して合理的と考えられる評価基準及びこれに基づく各項目の公告時における評価価額について検討が行われ、これに基づく純資産額が算出され、当該純資産より日債銀の取得株式の対価の決定が行われた。

当該決定においては、純資産の額に影響を与え得る事情はなお存するものの、公告時において日債銀を清算するものとして評価した場合、公告時において日債銀が有するすべての資産の評価額の合計は、7,341,702百万円であり、また、公告時において日債銀が有するすべての負債の評価額の合計は、10,388,323百万円であるから、公告時において日債銀が有する純資産額は、マイナス 3,046,621百万円であるとされるとともに、上記のとおり純資産の額に影響を与え得る事情はなお存するものの、これらを考慮しても日債銀が公告時に債務超過である事実には変わりがないことから、日債銀に係る取得株式の対価に

ついて発行済普通株式、発行済第二回優先株式、発行済第三回優先株式及び発行済第四回優先株式の対価の額は0円であるとされた。

(注) 株価算定委員会による日債銀に係る取得株式の対価についての検討結果「株式会社日本債券信用銀行に係る取得株式の対価について」については〔参考 ー 7 〕参照。

## (2) フィナンシャル・アドバイザーの活用

日債銀に関しても長銀の場合と同様の考え方に立ち、金融再生委員会において、金融再生法第3条に規定する費用最小化原則も十分踏まえ、日債銀の資産劣化を防止し、国民負担を軽減する観点から、日債銀を極力早期に処理することが重要であるとの認識の下、手続の透明性が高まること、グローバル・スタンダードにかなうこと等も勘案し、平成11年3月1日より日債銀によるフィナンシャル・アドバイザーの活用につき日債銀より報告を受けつつ計6回の審議が行われ、日債銀によるフィナンシャル・アドバイザーの活用が了承された。

## (3) 旧経営陣等の責任追及

日債銀においては金融再生法第50条の規定等を踏まえ、平成11年1月27日、旧経営陣等の職務上の義務違反等に基づく民事上の責任追及、刑事上の告発等の必要性や妥当性につき取締役会、監査役会に報告することを目的として、取締役会及び監査役会に直結した独立の組織として外部の弁護士及び公認会計士から構成される「内部調査委員会」が設置され、旧経営陣の責任追及に向けた検討が行われた。

同委員会は、7月16日、調査報告書を経営陣に提出し、同報告書を受けて日債銀は、平成11年7月23日、氏名不詳の元取締役を証券取引法違反（有価証券報告書虚偽記載）の罪で、東京地方検察庁及び警視庁に告発するとともに、証券取引等監視委員会に通報した。同告発をも受け、同日、東京地方検察庁及び警視庁により、旧経営陣ら6名が証券取引法違反の容疑で逮捕された。また、証券取引等監視委員会により、8月13日、日債銀（法人）及び旧経営陣5名が証券取引法違反の嫌疑で東京地方検察庁に告発された。これらの捜査等の結果、8月

13日、東京地方検察庁により旧経営陣3名が証券取引法違反で起訴された。

また、民事責任の追及に関しては、調査報告書では、民事責任の追及について提訴すべしとする案件はないとの報告であったが、金融再生法の趣旨にかんがみ、調査報告書で問題の指摘を受けた案件を中心に監査役会で引き続き調査・検討が行われているところである。

(注) 日債銀の内部調査委員会のメンバー構成については〔参考 ー 8〕参照。

#### (4) 預金保険機構による不適資産の第一次買取り

平成11年10月20日、金融再生委員会による資産判定において日債銀が保有することが適当でないと言われた資産(以下「不適資産」という。)のうち2兆8,821億円の資産について、日債銀から預金保険機構に対し資産の買取りによる特例資金援助の申込みが行われた。

これを受けて預金保険機構は当該資産を2,987億円で買い取ることとを決定し、11月22日、預金保険機構の委託に基づき整理回収機構により当該不適資産の買取りが実行される予定である。

(注) 不適資産の第一次買取りに関する預金保険機構の理事長談話については〔参考 ー 9〕参照。

### 3. 日債銀の特別公的管理終了に向けての現状

日債銀の特別公的管理の終了に係る受皿金融機関等の選定については、日債銀及びフィナンシャル・アドバイザーの協力の下で、鋭意作業が進められ、日債銀の営業譲渡等に関し、関心を示した複数の先と秘密保持契約を結んだ上で譲渡に関する説明等が行われ、11月11日及び12日、複数の先(4グループ)から文書により予備的な買収条件等が提示されたところである。

(注) 日債銀の破綻処理に係るスケジュールについては〔参考 ー 10〕参照。

## 国民銀行の破綻処理について

### 1. 国民銀行に係る本年5月末までの諸措置

国民銀行については、本年5月末までの間、主として以下の措置が講じられた。〔参考 - 1〕、〔参考 - 2〕

- ・ 金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）（平成11年4月11日）
- ・ 金融整理管財人の選任（平成11年4月11日）
- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年4月15日）

### 2. 本年6月以降に行われた諸措置

#### (1) 業務及び財産の管理に関する計画の承認等

平成11年6月15日には、金融再生法第13条第1項の規定に基づき、国民銀行の金融整理管財人より金融再生委員会に対し管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯、業務及び財産の状況及び営業譲渡等の見込みについての報告が行われた。

また、同日、金融再生法第14条第2項の規定に基づき、国民銀行の金融整理管財人より金融再生委員会に対し業務及び財産の管理に関する計画が提出され、承認された。

（注）国民銀行が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等については〔参考 - 3〕、国民銀行の業務及び財産の管理に関する計画については〔参考 - 4〕参照。

#### (2) 旧経営陣の責任追及

旧経営陣の責任追及に関しては、金融再生法第18条は被管理金融機

関に対し旧経営陣に対する民事上の責任追及義務を課すとともに、被管理金融機関の取締役及び監査役に対し告発義務を課しているところである。

国民銀行においては当該規定等を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められているところである。

### 3．国民銀行の管理終了に向けての現状

国民銀行の受皿譲渡先の選定状況については、金融整理管財人の下で、現在鋭意作業が進められており、国民銀行の営業譲渡等に関し、関心を示した複数の先と秘密保持契約を結んだ上で譲渡に関する説明等が行われているところである。

#### 幸福銀行の破綻処理について

##### 1．幸福銀行に係る本年5月末までの諸措置

幸福銀行については、本年5月末までの間、主として以下の措置が講じられた。〔参考 - 1〕、〔参考 - 2〕

- ・管理を命ずる処分（平成11年5月22日）
- ・金融整理管財人の選任（平成11年5月22日）
- ・管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年5月26日）

##### 2．本年6月以降に行われた諸措置

## (1) 業務及び財産の管理に関する計画の承認等

平成11年8月5日には、金融再生法第13条第1項の規定に基づき、幸福銀行の金融整理管財人より金融再生委員会に対し管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯、業務及び財産の状況及び営業譲渡等の見込みについての報告が行われた。

また、同日、金融再生法第14条第2項の規定に基づき、幸福銀行の金融整理管財人より金融再生委員会に対し業務及び財産の管理に関する計画が提出され、承認された。

(注) 幸福銀行が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等については〔参考 - 3〕、幸福銀行の業務及び財産の管理に関する計画については〔参考 - 4〕参照。

## (2) 旧経営陣の責任追及

幸福銀行においては金融再生法第18条の規定等を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められた。

その結果、平成11年9月14日、幸福銀行は、旧経営陣3名を商法違反(特別背任)の罪で、大阪地方検察庁及び大阪府警に告訴した。同告訴をも受け、同月16日、大阪地方検察庁及び大阪府警は旧経営陣ら4名を同容疑で逮捕し、10月6日、大阪地方検察庁はうち旧経営陣2名を同罪で起訴した。

また、10月5日、幸福銀行は、別の融資案件につき、旧経営陣3名を商法違反(特別背任)の罪で大阪地方検察庁及び大阪府警に告訴した。同告訴をも受け、10月6日、大阪地方検察庁及び大阪府警は旧経営陣ら5名を同容疑で逮捕し、10月26日、大阪地方検察庁はうち旧経営陣2名を同罪で起訴した。

さらに、幸福銀行は、11月2日、同行が旧経営陣に対する賠償請求権を保全するために8月下旬に行った仮差押えを免れるため財産を隠匿したとして、旧経営陣2名を強制執行妨害罪で大阪地方検察庁及び



大阪府警に告発した。同告発をも受け、大阪地方検察庁及び大阪府警は、11月4日、同容疑で旧経営陣1名を逮捕し、11月5日、大阪地方検察庁は旧経営陣2名を同罪で起訴した。

また、民事責任の追及については、旧経営陣に対する損害賠償請求の提訴に向け、8月下旬に旧経営陣に対する仮差押えを行うなど鋭意作業を進めているところである。

### 3．幸福銀行の管理終了に向けての現状

幸福銀行の受皿譲渡先の選定状況については、金融整理管財人の下で、受皿譲渡先の早期選定に向け鋭意作業が進められているところである。

### 東京相和銀行の破綻処理について

#### 1．東京相和銀行に対する管理を命ずる処分

- (1) 東京相和銀行については、同行から金融監督庁に報告された11年3月期末の自己資本比率の水準にかんがみ、平成11年5月31日、銀行法第26条第1項の規定に基づき、金融監督庁により自己資本の充実を求める早期是正措置が出された。また、6月7日、金融監督庁による平成10年9月末を基準日とする検査結果（後述）を踏まえた11年3月期決算での対応等について、銀行法第24条の規定に基づき報告が求められた。
- (2) これに対し、6月11日、同行から金融監督庁に対して11年3月期決算において1,022億円の債務超過となる旨の報告がなされるとともに、同日、同行から金融再生委員会に対して、金融再生法第68条第2項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる」旨の申出がなされた。
- (3) 金融再生委員会においては、東京相和銀行からの申出及び同行の財務状況を踏まえ、6月12日、東京相和銀行に対し金融再生法第8条第

1 項に基づき、管理を命ずる処分が行われた。

また、併せて、資産劣化防止の観点から、当該申出と同時に金融監督庁より東京相和銀行に対し業務改善命令が出された。

(注1) 当該管理を命ずる処分に際し、6月11日、東京相和銀行に対し弁明の機会が付与されている。

(注2) 東京相和銀行に対する管理を命ずる処分を行った際の金融再生委員会委員長等の談話については〔参考 - 1〕参照。

(4) 当該管理を命ずる処分と同時に、金融再生法第11条第2項に基づき、預金保険機構の意見を聴取した上で金融再生委員会により弁護士鈴木誠氏、公認会計士の和食克雄氏及び預金保険機構が同行の金融整理管財人として選任された。

(注) 併せて、金融再生委員会により金融整理管財人たる預金保険機構の申請に基づき、1名の金融整理管財人代理の選任についての承認が行われた。

(5) また、同日、金融再生法第14条第1項の規定に基づき、金融再生委員会より金融整理管財人に対して、当該被管理金融機関の業務及び財産の管理に関する計画の作成が命じられた。

(6) 東京相和銀行に対する管理を命ずる処分に伴うその他の主な手続としては、平成11年6月14日、金融再生法第69条に基づき、金融再生委員会により東京相和銀行に対して管理を命ずる処分をした旨が東京地方裁判所に通知されるとともに、東京法務局等にその登記が囑託された。

また、6月17日、金融再生委員会により同法第8条第3項の規定に基づく管理を命ずる処分に係る公告及び同法第11条第4項の規定に基づく金融整理管財人選任に係る公告が官報により行われた。

(7) 前述の東京相和銀行に係る検査については、かねて平成11年3月15日に立入検査が開始されていたところ、平成10年9月末の自己査定結果に基づき、その資産内容等について実態把握が行われ、平成11年6月7日に東京相和銀行に対し検査結果が通知された。

同検査結果においては、平成10年9月末の資産査定結果として 分類が1兆7,172億円、 分類が3,856億円、 分類が2,266億円、 分類は784億円となることが示されるとともに、同年9月末の自己資本額は624億円であり、同年9月末時点の検査結果を踏まえた追加償却・引当額を前提とすれば、貸借対照表の資産の部が負債の部を1,189億円下回る見込みであることが示されている。また、同年9月末時点でマイナス448億円の有価証券等の含み損益を有することが示されている。

(注) 金融監督庁の東京相和銀行に係る検査結果については〔参考 - 2〕参照。

## 2. 管理を命ずる処分以降に行われた諸措置

- (1) 平成11年9月3日には、金融再生法第13条第1項の規定に基づき、東京相和銀行の金融整理管財人より金融再生委員会に対し管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯、業務及び財産の状況及び営業譲渡等の見込みについての報告が行われた。

また、同日、金融再生法第14条第2項の規定に基づき、東京相和銀行の金融整理管財人より金融再生委員会に対し業務及び財産の管理に関する計画が提出され、承認された。

(注) 東京相和銀行が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等については〔参考 - 3〕、東京相和銀行の業務及び財産の管理に関する計画については〔参考 - 4〕参照。

- (2) 旧経営陣の責任追及

東京相和銀行においては金融再生法第18条の規定等を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められているところである。

## 3. 東京相和銀行の管理終了に向けての現状

東京相和銀行の受皿譲渡先の選定状況については、金融整理管財人の下で、受皿譲渡先の早期選定に向け鋭意作業が進められているところである。

## なみはや銀行の破綻処理について

### 1. なみはや銀行に対する管理を命ずる処分

- (1) なみはや銀行については、同行の11年3月期末の連結自己資本比率の水準、同行から金融監督庁に報告された連結自己資本比率の向上策等を踏まえ、平成11年6月28日、金融監督庁から銀行法第26条第1項の規定に基づき、自己資本の充実を求める早期是正措置が出されるとともに、8月4日、11年3月末を基準日とする検査結果（後述）が通知された。
- (2) こうした中、8月6日、なみはや銀行から金融再生委員会に対して、金融再生法第68条第2項に基づき、「その業務及び財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生じると認められる」旨の申出がなされた。
- (3) 金融再生委員会においては、なみはや銀行からの申出及び同行の財務状況を踏まえ、8月7日、なみはや銀行に対し金融再生法第8条第1項に基づき、管理を命ずる処分が行われた。  
また、併せて、資産劣化防止の観点から、当該申出と同時に金融監督庁よりなみはや銀行に対し業務改善命令が出された。  
（注1）当該管理を命ずる処分に際し、8月6日、なみはや銀行に対し弁明の機会が付与されている。  
（注2）なみはや銀行に対する管理を命ずる処分を行った際の金融再生委員会委員長等の談話については〔参考 - 1〕参照。
- (4) 当該管理を命ずる処分と同時に、金融再生法第11条第2項に基づき、預金保険機構の意見を聴取した上で金融再生委員会により公認会計士

の北野與志朗氏、弁護士の上田庸男氏及び預金保険機構が同行の金融整理管財人として選任された。

(注)併せて、金融再生委員会により金融整理管財人たる預金保険機構の申請に基づき、1名の金融整理管財人代理の選任についての承認が行われた。

(5) また、同日、金融再生法第14条第1項の規定に基づき、金融再生委員会より金融整理管財人に対して、当該被管理金融機関の業務及び財産の管理に関する計画の作成が命じられた。

(6) なみはや銀行に対する管理を命ずる処分に伴うその他の主な手続としては、平成11年8月9日、金融再生法第69条に基づき、金融再生委員会によりなみはや銀行に対して管理を命ずる処分をした旨が大阪地方裁判所に通知されるとともに、大阪法務局等にその登記が嘱託された。

また、8月12日、金融再生委員会により同法第8条第3項の規定に基づく管理を命ずる処分に係る公告及び同法第11条第4項の規定に基づく金融整理管財人選任に係る公告が官報により行われた。

(7) 前述のなみはや銀行に係る検査については、かねて平成11年5月25日に立入検査が開始されていたところ、平成11年3月末の自己査定結果に基づき、その資産内容等について実態把握が行われ、平成11年8月4日になみはや銀行に対し検査結果が通知された。

同検査結果においては、平成11年3月末の資産査定結果として単体ベースでは 分類が1兆4,471億円、 分類が3,207億円、 分類が2,144億円、 分類は215億円、連結ベースでは 分類が1兆6,854億円、 分類が3,042億円、 分類が1,362億円、 分類は183億円となることが示されるとともに、同年3月末の自己資本額は単体ベースでは457億円、連結ベースでは232億円であり、同年3月末時点の検査結果を踏まえた追加償却・引当額を前提とすれば、貸借対照表の資産の部が負債の部を単体ベースで1,117億円、連結ベースで871億円それぞれ下回る見込みであることが示されている。また、同年3月末時点で単体ベースでマイナス44億円、連結ベースでマイナス583億

円の有価証券等の含み損益を有することが示されている。

(注) 金融監督庁のなみはや銀行に係る検査結果については〔参考  
－ 2 〕参照。

## 2 . 管理を命ずる処分以降に行われた諸措置

### (1) 業務及び財産の管理に関する計画の承認等

平成11年11月4日には、金融再生法第13条第1項の規定に基づき、なみはや銀行の金融整理管財人より金融再生委員会に対し管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯、業務及び財産の状況及び営業譲渡等の見込みについての報告が行われた。

また、同日、金融再生法第14条第2項の規定に基づき、なみはや銀行の金融整理管財人より金融再生委員会に対し業務及び財産の管理に関する計画が提出され、承認された。

(注) なみはや銀行が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等については〔参考 － 3 〕、なみはや銀行の業務及び財産の管理に関する計画については〔参考 － 4 〕参照。

### (2) 旧経営陣の責任追及

なみはや銀行においては金融再生法第18条の規定等を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められているところである。

## 3 . なみはや銀行の管理終了に向けての現状

なみはや銀行の受皿譲渡先の選定状況については、金融整理管財人の下で、受皿譲渡先の早期選定に向け鋭意作業が進められているところである。

## 新潟中央銀行の破綻処理について

### 1. 新潟中央銀行に対する管理を命ずる処分

- (1) 新潟中央銀行については、大蔵省関東財務局による平成10年9月末を基準日とする検査結果（後述）を踏まえた同行の11年3月期末の自己資本比率の水準にかんがみ、6月11日、銀行法第26条第1項の規定に基づき、金融監督庁により早期是正措置が出され、自己資本比率の向上策等が求められた。
- (2) 当該早期是正措置を受けて新潟中央銀行において、第三者割当増資やリストラによる資産の健全性確保に向けた取組がなされたが、増資の不調により上期増資計画が取りやめになり、その公表を契機に株価の下落や預金の流出が急速に進んだ。
- (3) こうした中、10月1日、新潟中央銀行から金融再生委員会に対して、金融再生法第68条第1項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出がなされた。
- (4) 金融再生委員会においては、新潟中央銀行からの申出及び同行の資金繰り状況等を踏まえ、10月2日、新潟中央銀行に対し金融再生法第8条第1項に基づき、管理を命ずる処分が行われた。  
また、併せて、資産劣化防止の観点から、当該申出と同時に金融監督庁より新潟中央銀行に対し業務改善命令が出された。  
（注1）当該管理を命ずる処分に際し、10月1日、新潟中央銀行に対し弁明の機会が付与されている。  
（注2）新潟中央銀行に対する管理を命ずる処分を行った際の金融再生委員会委員長等の談話については〔参考 - 1〕参照。
- (5) 当該管理を命ずる処分と同時に、金融再生法第11条第2項に基づき、預金保険機構の意見を聴取した上で金融再生委員会により公認会計士の松村孝一氏、弁護士の砂田徹也氏及び預金保険機構が同行の金融整理管財人として選任された。

(注)併せて、金融再生委員会により金融整理管財人たる預金保険機構の申請に基づき、1名の金融整理管財人代理の選任についての承認が行われた。

(6) また、同日、金融再生法第14条第1項の規定に基づき、金融再生委員会より金融整理管財人に対して、当該被管理金融機関の業務及び財産の管理に関する計画の作成が命じられた。

(7) 新潟中央銀行に対する管理を命ずる処分に伴うその他の主な手続としては、平成11年10月4日、金融再生法第69条に基づき、金融再生委員会により新潟中央銀行に対して管理を命ずる処分をした旨が新潟地方裁判所に通知されるとともに、新潟地方法務局等にその登記が囑託された。

また、10月7日、金融再生委員会により同法第8条第3項の規定に基づく管理を命ずる処分に係る公告及び同法第11条第4項の規定に基づく金融整理管財人選任に係る公告が官報により行われた。

(8) 前述の新潟中央銀行に係る検査については、かねて平成11年3月1日に立入検査が開始されていたところ、平成10年9月末の自己査定結果に基づき、その資産内容等について実態把握が行われ、平成11年6月4日に新潟中央銀行に対し検査結果が通知された。

同検査結果においては、平成10年9月末の資産査定結果として分類が8,742億円、分類が2,469億円、分類が612億円、分類は272億円となることが示されるとともに、同年9月末の自己資本額は455億円であり、同年9月末時点の検査結果を踏まえた追加償却・引当額を前提とすれば、貸借対照表の資産の部が負債の部を141億円下回る見込みであることが示されている。また、同年9月末時点で79億円の有価証券等の含み損益を有することが示されている。

(注)大蔵省関東財務局の新潟中央銀行に係る検査結果については〔参考 - 2〕参照。

(9) また、新潟中央銀行の破綻処理に伴う地域経済への影響をできる限り避けるため、地方自治体による制度融資や政府系金融機関及び県信



用保証協会による対応が図られているところである。

## 2．新潟中央銀行の管理終了に向けての現状

新潟中央銀行の受皿譲渡先の選定状況については、金融整理管財人の下で、受皿譲渡先の早期選定に向け鋭意作業が進められているところである。

### その他金融再生法を適用した金融機関の破綻処理について

上記の金融機関のほか、都道府県知事により金融再生法に基づく金融機関の破綻処理が行われている。

平成11年6月1日以降では、6月4日に大阪府知事により信用組合大阪商銀に対し金融再生法第8条第1項に基づく管理を命ずる処分が行われるとともに、金融整理管財人として弁護士の高橋春男氏及び公認会計士の中野正信氏が選任され、同日、金融再生委員会に対して、金融再生法第8条第4項及び同法第11条第5項に基づき、これらの報告が行われた。

また、6月18日に東京都知事により東京都教育信用組合に対し金融再生法第8条第1項に基づく管理を命ずる処分が行われるとともに、金融整理管財人として、弁護士の林保彦氏及び金融実務家の川上金宏氏が選任され、同日、金融再生委員会に対して、同法第8条第4項及び第11条第5項に基づき、これらの報告が行われた。東京都教育信用組合については、8月31日、東京都職員信用組合が事業譲渡の受皿になる旨の覚書が締結されている。

さらに、10月29日に兵庫県知事により北兵庫信用組合に対し金融再生法第8条第1項に基づく管理を命ずる処分が行われるとともに、金融整理管財人として、弁護士の永原憲章氏及び公認会計士の井堂信純氏が選任され、同日、金融再生委員会に対して、同法第8条第4項及び第11条第5項に基づき、これらの報告が行われた。

なお、5月14日に三重県知事により管理を命ずる処分が行われた三重県信用組合については、5月20日、三重県に本店を置く百五銀行が事業譲渡の受皿になる旨の基本合意書が締結されている。また、5月21日に東京都

知事により管理を命ずる処分が行われた足立総合信用組合については、7月30日、都民信用組合が事業譲渡の受皿になる旨の覚書が締結され、10月29日、事業譲渡契約が締結された。同じく5月21日に東京都知事により管理を命ずる処分が行われた日本信販信用組合については、11月15日、王子信用金庫が事業譲渡の受皿になる旨の覚書が締結されている。

## 預金保険法に基づく破綻金融機関の処理について

### 1．預金保険制度を活用した処理案件

平成11年6月1日以降、預金保険法の単独適用案件で、金融再生委員会及び大蔵大臣により、預金保険法第61条第1項に基づく適格性の認定又は同法附則第16条第2項に基づく必要性の認定が行われたものは、破綻金融機関数で見ると6金融機関（1信用金庫、5信用組合）である。

また、これらに係る資金援助の総額は、金銭贈与額で2,343億円、資産買取額で885億円である。

（注1）適格性の認定は、金融再生委員会が行い、必要性の認定は、金融再生委員会及び大蔵大臣が行うものである。

（注2）資金援助額の決定は、預金保険機構の運営委員会において行われる。

（注3）預金保険制度を活用した処理案件一覧については〔参考 - 1〕参照。

### 2．今後の処理予定案件

現時点（平成11年11月15日）において破綻公表を行い、預金保険法の適用を予定している金融機関は、4信用金庫、20信用組合である。

これらについては、今後、適格性の認定等の手続を進めていくこととなるが、現段階においては、一部を除いて具体的な手続の日程、資金援助等は確定していない。

（注）今後の処理予定案件一覧については〔参考 - 2〕参照。

## 預金保険機構の各勘定の使用状況について

破綻金融機関の処理のため、預金保険機構が行う金融再生法に基づく特別公的管理銀行への資金の貸付け等や預金保険法に基づく資金援助等の業務は、それぞれ金融再生勘定並びに一般勘定及び特例業務勘定により経理されることとなっており、その状況は次のとおりである。

### 1．金融再生勘定

#### (1) 資金の使用状況

金融再生勘定の借入金は、特別公的管理銀行である長銀に対する貸付原資、金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付原資及び旧金融機能安定化法に基づく資本注入（10年3月に実施）の原資として整理回収機構に貸し付けられた資金に充当されている。

#### (2) 資金の調達方法

金融再生勘定においては、必要な資金をすべて日本銀行等からの借入れによって賄っているところである。金融再生勘定の借入金残高は、10年度末で48,198億円（日本銀行から30,000億円、民間金融機関から18,198億円）、11年度（11月15日現在）で35,186億円（日本銀行から17,000億円、民間金融機関から18,186億円）となっている。

#### (3) 政府保証の活用の状況

金融再生勘定の借入金に係る政府保証の使用状況は、10年度中で66,057億円（日本銀行からの借入れに対し47,859億円、民間金融機関からの借入れに対し18,198億円）、11年度（11月15日現在）で46,605億円（日本銀行からの借入れに対し39,000億円、民間金融機関からの借入れに対し7,605億円）となっている。

### 2．一般勘定

#### (1) 資金の使用状況

一般勘定の借入金は、金融機関の破綻処理に係る一般資金援助及び

特別資金援助の一部（特別資金援助額のうちペイオフコストに相当する金額を特例業務勘定へ繰り入れることとなっている。）の原資に充当されている。

(2) 資金の調達方法

一般勘定においては、一般保険料（現在の料率は0.048%）を金融機関から徴収しているほか、不足する資金を日本銀行等からの借入れによって賄っているところである。一般勘定の借入金残高は、10年度末で7,605億円（日本銀行から6,338億円、民間金融機関から1,267億円）、11年度（11月15日現在）で13,117億円（日本銀行から2,752億円、民間金融機関から10,365億円）となっている。

(3) 政府保証の活用の状況

一般勘定においては、政府保証に係る予算措置はされていない。

3. 特例業務勘定

(1) 資金の使用状況

特例業務勘定の借入金は、金融機関の破綻処理に係る特別資金援助の一部（ペイオフコストを超える金額）の原資に充当されているほか、破綻金融機関から資産の買取りを行う整理回収機構への貸付原資に充当されている。

(2) 資金の調達方法

特例業務勘定においては、特別保険料（現在の料率は0.036%）を金融機関から徴収しているほか、不足する資金を日本銀行等からの借入れによって賄っているところである。特例業務勘定の借入金残高は、10年度末で28,074億円（日本銀行から18,564億円、民間金融機関から9,510億円）、11年度（11月15日現在）で33,826億円（全額民間金融機関）となっている。

(3) 政府保証の活用の状況

特例業務勘定の借入金に係る政府保証の使用状況は、10年度中で

42,484億円（日本銀行からの借入れに対し32,974億円、民間金融機関からの借入れに対し9,510億円）、11年度（11月15日現在）で33,913億円（日本銀行からの借入れに対し6,884億円、民間金融機関からの借入れに対し27,029億円）となっている。

(4) 交付国債の償還状況

特例業務勘定の特例業務基金に交付された7兆円の交付国債の償還額の累計は平成11年11月15日現在で15,481億円（10年度11,992億円、11年度（11月15日現在）3,489億円）となっている。

（注）預金保険機構の各勘定の使用状況については〔参考 - 1〕参照。

## 公的資本増強に係る取組について

### 1 . 主要15行の経営健全化計画のフォローアップ

- (1) 金融再生委員会においては、平成11年3月12日、早期健全化法に基づき主要15行（日本興業銀行、第一勧業銀行、さくら銀行、富士銀行、住友銀行、大和銀行、三和銀行、東海銀行、あさひ銀行、横浜銀行、三井信託銀行、三菱信託銀行、住友信託銀行、東洋信託銀行、中央信託銀行）に係る総額7兆4,592億円に及ぶ公的資本増強の申請の承認が行われたところである。

（注）主要15行の公的資本増強に関する資料については〔参考 ー 1〕参照。

- (2) 早期健全化法第5条第4項においては、取得株式等の全部を処分し、またはその返済を受けるまでの間、経営健全化計画のフォローアップを行うこととなっている。平成11年3月期の経営健全化計画上の計数については、見込み値となっていたが、同期決算が確定したことから、確定計数及び見込みとの差異について資本増強各行から報告がなされ、7月2日に金融再生委員会より公表された。

（注）主要15行のフォローアップに関する資料については〔参考 ー 2〕参照。

### 2 . 地域金融機関4行への資本増強等

#### (1) 資本増強の方針等

- ・ 金融再生委員会においては、地域金融機関の資本増強に係る基本的考え方について、平成11年5月18日から7回にわたり審議が行われ、6月10日に「地域金融機関の資本増強についての基本的な考え方」として議決され、公表された。
- ・ 以後、この「基本的考え方」に沿って具体的な検討が行われたが、

7月21日に預金保険機構から、同月26日には日本銀行から、それぞれ早期健全化法第4条第6項に基づき、地域金融機関の資本増強についての意見の聴取が行われた。

また、7月26日には、金融監督庁監督部から地域金融機関全般について概要説明が行われた。

## (2) 予備審査等

- ・ 7月26日から8月24日までの7回にわたり、金融監督庁監督部から申請が予定されていた4行（足利銀行、北陸銀行、琉球銀行、広島総合銀行）の概況説明、同庁検査部から4行の直近の検査結果、日本銀行から広島総合銀行を除く3行の考査結果について説明を受け、経営健全化計画の素案の書面審査が行われた。
- ・ さらに8月25日、申請予定行の代表者から直接ヒアリングを行い、各行の経営健全化計画（素案）に対する基本的考え方等について確認を行うとともに、当委員会より同計画に対する評価が適宜指摘された。
- ・ これらを踏まえ、慎重に検討した結果、8月26日、各申請予定行に対して、「経営健全化計画や引受株式等の商品性については引き続き検討を行うが、公的資金による資本増強を前提として、今後の必要な手続きを進めて差し支えない」旨の通知が行われた。
- ・ その後、さらに経営健全化計画や引受株式等の商品性について審査が行われ、議論を深めるとともに、申請予定行に対し当委員会の評価が適宜指摘された。

## (3) 正式申請・承認等

- ・ 9月2日には、予備審査を経た4行からの正式な申請を受け、同日、再度代表者からのヒアリングを行い、これまでの指摘事項に対する変更点や公的資本増強を受ける決意を含め、総括的な考え方の説明を受けた。

- ・ 以上を踏まえ、さらに検討を重ねた結果、9月13日には、申請のあった4行について、総額2,600億円の公的資本増強の申請の承認が行われ、併せて「地域金融機関に対する資本増強の審査結果について」の公表により、金融再生委員会の考え方が総括的に明らかにされたところである。

(注) 地銀4行に対する公的資本増強に関する資料については〔参考 - 3〕参照。

### 3. 資本増強の原資等

- ・ これら資本増強の原資は、預金保険機構が調達を行い、整理回収機構に貸し付けられている。
- ・ この資金の原資は、すべて日本銀行等からの借入れ等によって賄っているところであり、金融機能早期健全化勘定において経理されている。

金融機能早期健全化勘定の借入金残高は、10年度末で74,625億円（日本銀行から11,625億円、民間金融機関から63,000億円）、11年度（11月15日現在）で77,289億円（日本銀行から3,970億円、民間金融機関から72,319億円、預金保険機構債券1,000億円）となっている。

(注) 資本増強額との差額は、日銀への利息先払分等である。

- ・ 金融機能早期健全化勘定の借入金等に係る政府保証の使用状況は、10年度中で74,625億円（日本銀行からの借入れに対し11,625億円、民間金融機関からの借入れに対し63,000億円）、11年度（11月15日現在）で47,289億円（日本銀行からの借入れに対し3,970億円、民間金融機関からの借入れに対し42,319億円、預金保険機構債券に対し1,000億円）となっている。